

荒尾市民病院建設整備基本・実施・造成設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

荒尾市民病院は、昭和 16 年の創立以来、有明医療圏の中核病院として、荒尾市民はもとより、有明地域の住民に対し、医療の安心と安全、健康の維持・増進を図るため、質の高い医療を提供してきた。既存施設の建設から 40 年以上が経過した状況の中、「荒尾市民病院中期経営計画」の実施状況の点検・評価を目的とした「荒尾市民病院あり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）から、新病院建設の必要性についての提言を受け、平成 25 年 10 月に市長から「あり方検討会」に「荒尾市民病院建設基本構想（案）」（以下「基本構想（案）」という。）について諮問がなされた。

「あり方検討会」での度重なる検討・審議を経て、平成 26 年 7 月に基本構想（案）についての答申がなされ、これらの経緯を踏まえ、当院が将来にわたり地域医療の中心的役割を果たし、地域住民の命と暮らしを守り続けることができるよう、同年 8 月に新病院建設に向けた荒尾市民病院建設基本構想（以下「基本構想」という。）が市において策定された。

基本構想においては、新病院の担うべき役割や機能、それを維持するための病床規模、さらには、新病院の建設地や概算事業費についても示されたところであり、基本構想を踏まえて新病院建設へ向けた具体的な施設要件を定め、設計、施工へと進んでいくために、荒尾市民病院新病院建設基本計画（案）（以下「基本計画」という。）において、より具体的な病院機能や設計要件を定め、平成 27 年 1 月に答申がなされた。その後、新病院の建設地については、様々な議論に約 3 年もの時間を要したことから、基本計画（案）の内容について時点修正を行い、私は平成 30 年 6 月に基本計画を策定したところである。

なお、基本計画は、各部門の運営方針や必要な機能、施設の配置構成、医療機器・医療情報システム整備、物流管理・アウトソーシング方針など、新病院建設における整備の方向性を定めたものであり、「部門別基本計画」、「医療機器・情報システム整備方針」、「物流管理・アウトソーシング方針」については、院内での「部門別ワーキンググループ」における課題や意見等の取りまとめ、「新病院建設プロジェクト会議」における各ワーキンググループ間の調整や計画案の策定、「幹部会議」における意思決定や計画案の承認といった推進体制により、新病院が基本構想に定める役割や機能を果たせるよう、検討を重ね、積み上げたものである。新病院が目指すべき姿は、まちとの連携も必要不可欠なものであり、まちづくりの中心拠点としての施設づくりも兼ねるものである。

以上のことを踏まえ、本要領に基づき、公募型プロポーザル方式により荒尾市民病院建設整備に係る基本・実施・造成設計業務委託を担う設計者を選定するものである。

2. 業務委託概要

(1) 業務委託名：荒尾市民病院建設整備基本・実施・造成設計業務

(2) 業務委託期間：契約締結日から平成 32年2月28日まで

基本・実施・造成設計及び開発許可申請、建築確認申請を含む。なお、施工監理業務は別途契約を結ぶものとする。

(3) 契約上限価格：2億8,800万円（消費税及び地方消費税8%含む。）業務委託の対象は、基本・実施・造成設計とするが、建設工事において設計意図を的確に反映させるため、業務委託の受託者と施工監理業務の随意契約を行う場合がある。

(4) 業務場所：荒尾市荒尾2600番1外

(5) 業務委託内容：設計業務委託の主な内容については、下表のとおりである。詳細については、別に示す「荒尾市民病院建設整備基本・実施・造成設計業務要求水準書」を参照すること。

基本設計業務の主な内容
①設計条件等の整理 ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ ③上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査・検討及び関係機関との打合せ ④基本設計方針の策定 ⑤基本設計図書の作成 ⑥概算工事費の検討 ⑦施工予定者選定に係る準備資料の作成及び選定支援 ⑧設計内容の建築主への説明等
実施設計業務の主な内容
①要求等の確認 ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ ③実施設計方針の策定 ④実施設計図書の作成 ⑤工事費の積算 ⑥実施設計内容の建築主への説明
造成設計業務の主な内容
①要求等の確認 ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ ③造成設計方針の策定 ④造成設計図書の作成 ⑤工事費の積算 ⑥造成設計内容の建築主への説明
地質調査業務の主な内容
①要求等の確認 ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ 地質調査方針の策定

- ③調査報告書の作成
- ④地質調査内容の建築主への説明

測量業務の主な内容

- ①要求等の確認
- ②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
- ③測量業務方針の策定
- ④測量調査報告書の作成
- ⑤測量調査内容の建築主への説明

(6) 業務実施上の留意点：新病院の設計提案は、基本構想及び基本計画の内容を反映した形を基本としている。なお「可能な限り個室率を高めることを検討する」と記載していることについては、一般病床の全室個室化を検討することを基本としている。また、開院時期については、平成34年6月迄の開院を目指していることから、施工への工期短縮や、工程計画、コスト縮減方策の検討を行いながら業務を行うこと

3. 施設概要

(1) 敷地概要

地名番地	荒尾市荒尾2600番1 外
敷地面積	約42,000㎡(予定)
地域地区等	第1種中高層住居専用地域(法22条地域) 建ぺい率/容積率：60/200 第1種住居地域(法22条地域) 建ぺい率/容積率：60/200 第2種住居地域(法22条地域) 建ぺい率/容積率：60/200

(2) 建物概要

対象施設	計画延床面積(予定)
市民病院(274床)	21,400㎡以上

※ 造成費・移転、解体費を含め、全ての建設工事予定額は103億5,600万円(消費税及び地方消費税含む。)以内としており、設計者は、要求水準書、基本構想・基本計画を満たす設計を行うこと。

4. 参加資格要件等

<参加資格要件> 本プロポーザルの参加資格要件は、以下のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11において準用する場合も含む。)の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務等に対応する営業種目について荒尾市競争入札等参加資格審査事務処理要綱(平成24年告示第60号)第5条第1項の入札等参加資格者名簿に登録され、申請内容に虚偽記載がない者であること。ただし、公募時に入札参加資格名簿に登録されていない場合であっても、広く提案を求める必要があることから、荒尾市競争入札等参加資格審査申請に準じた手続きのうえ、承認を経ることで参加することも認める。

- (3) 荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第37号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (7) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (9) 平成20年4月以降に竣工又は工事中の許可病床200床以上かつ耐震構造(内1件以上は免震構造)かつ二次又は三次救急医療を実施している病院の新築又は増改築の基本設計又は実施設計を3件以上完了したことがあること。なお、増改築の定義は、建築基準法によるものとし、増築の場合は増築部分のみを対象とする（増改築の定義は、以下同様とする。）

<業務上の条件> 次の条件に該当する場合は、当該プロポーザルに参加できない。

- (1) 統括責任者 ※1 が一級建築士でない場合
- (2) 統括責任者及び主たる分担業務分野（意匠・構造・積算・電気設備・機械設備）の主任技術者 ※2 が技術資料の提出者の組織に属していない場合
- (3) 統括責任者が1名でない場合
- (4) 記載を求めた各主任技術者が各1名でない場合
- (5) 統括責任者が記載を求めた各主任技術者を兼任している場合。また、記載を求めた各主任技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任技術者を兼任している場合
- (6) 統括責任者の手持ちの病院設計業務の件数（特定後未契約の業務を含む。）が、5件以上の場合
- (7) 記載を求めた各主任技術者（提出者において新たに業務分野を追加した場合、当該分野の主任技術者を含む。）の手持ちの病院設計業務の件数（特定後未契約の業務を含む。）が5件以上の場合
- (8) 主たる分担業務分野のうち、構造又は積算に関する業務を除く業務を再委託することとしている場合
- (9) 設定した分担業務分野において協力事務所が他の参加者の協力事務所となっている場合
- (10) 協力事務所が指名停止期間中である場合

※1 統括責任者（管理技術者）

- (1) 資格審査提出様式に記載された統括責任者は、特別の理由があると認められる場合を除き、本業務に従事しなければならない。
- (2) 統括責任者の資格要件は、一級建築士（建築士法第2条第2項に定める資格を有する者）とする。
- (3) 統括責任者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- (4) 統括責任者は、関連する他の業務が発注されている場合は円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。

※2 主任技術者

- (1) 受託者は、業務委託に従事する者を主任技術者として定め、その氏名その他の必要な事項を届け出るものとする。
- (2) 主任技術者は、管理技術者の管理の下、契約図書等に基づき適正に業務を実施しなければならない。
- (3) 主任技術者は、担当する設計業務の分野について、専門的な知識と経験を有する者でなければならない。なお、業務委託が建築士法第3条から第3条の3までの規定に基づき資格制限を受ける業務である場合にあっては、当該規定を満たす建築士の資格を有する者でなければならない。

<参加者の制限>

次に該当する者は、参加資格要件を満たしている者であっても、プロポーザルに応募できない。

- (1) 評価委員会の委員及びその親族
- (2) 評価委員会の委員及びその親族が主宰、役員又は顧問をしている企業に属している者
- (3) 評価委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者
(「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)

<失格要件> 次の各要件に該当する場合は失格となる。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 本プロポーザルに関して、委員に対して故意の接触を行ったとき。
- (4) ヒアリングに出席しなかった者
- (5) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (6) その他、本プロポーザルに関して公正な競争が妨げられるような記載又は行為等があるもの

5. 選定方法

- (1) 選定組織 荒尾市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、提案書の技術評価及び価格評価を行い、最優秀提案事業者の候補者を特定する。また、評価委員会は資格審査・一次審査・二次審査を行う。

なお、評価委員会は下記の委員で構成する。

氏名	所属・職名
竹屋 元裕	熊本大学 理事・副学長（医学）
笥 淳夫	工学院大学 建築学部 建築デザイン学科
山下 哲郎	工学院大学 建築学部 建築学科
勝守 高士	荒尾市民病院 院長
梶原 一郎	荒尾市民病院 副院長

上田 雅敏	荒尾市民病院 事務部長
西村 一代	荒尾市民病院 看護部長
日野 賢司	荒尾市民病院 診療技術部長

(2) 審査は、資格審査、一次審査、二次審査の三段階で行う。

①資格審査

「プロポーザル参加表明書」及び「資格審査提出様式」に基づき、評価委員会が審査する。審査結果については、文書（提案書提出要請通知書又は不採用決定通知書）で通知する。

②一次審査（提案書の書面審査）

一次審査に参加する者は、「提案書提出要請通知書」を受けた者とする。「提案書」に基づき、評価委員会にて審査を行うが、審査はブラインド（設計事業者名を伏せて）により評価する。一次審査結果については、文書（採用決定通知書又は不採用決定通知書）で通知する。

③二次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

「提案書」に基づき実施される「プレゼンテーション及びヒアリング」によって技術評価を行い、提案価格の評価も含め、最優秀提案事業者の候補者を特定する。病院事業管理者は評価委員会の審査を踏まえ、最優秀提案事業者を決定し、審査結果について文書（採用決定通知書又は不採用決定通知書）で通知する。

なお、技術評価点と提案価格の評価基準は8（評価点）：2（提案価格）とし、下記の計算方法により算出する。

$$\text{評価基準点} = \frac{\text{評価点} \times 80}{100} + \frac{\text{最も低い提案価格} \times 20}{\text{参加者の提案価格}}$$

- ※ 提出意思確認書の提出者が1社であった場合は、事業者選定は無効とし、再度事業者選定を行う。
- ※ 同点の場合は、同種の主要業務実績の多い事業者を最優秀提案事業者として特定する。主要業務実績数も同数の場合は、評価委員会により協議を行い、最優秀提案事業者を特定する。

6. プロポーザルのスケジュール

	手続き	日程
参加 受付	(1) 募集要項等の公告	平成 30 年 7 月 17 日(火)
	(2) プロポーザル参加表明書及び資格審査提出様式等の配布	平成 30 年 7 月 17 日(火)～ 平成 30 年 7 月 24 日 (火)
	(3) プロポーザル参加表明書及び資格審査提出様式等の提出期限	平成 30 年 7 月 17 日(火)～ 平成 30 年 8 月 2 日 (木) 午後 5 時まで
	(4) 質問書の提出期間（資格審査）	平成 30 年 7 月 24 日(火)まで

	(5) 質問書の回答期限（資格審査）	平成30年7月31日(火)まで
	(6) 資格審査	平成30年8月3日(金)
提案書等作成	(7) 提案書提出要請通知書又は不採用決定通知書送付	平成30年8月6日(月)
	(8) 質問書の提出期限（提案書に係る質問）	平成30年8月14日(火) 午後5時まで
	(9) 質問書の回答日時（提案書に係る質問）	平成30年8月21日(火)
	(10) 提出意思確認書の提出期限	平成30年8月22日(水)
	(11) 提案書の提出期間	平成30年8月6日(月)～ 平成30年9月14日(金) 午後5時まで
評価	(12) 一次審査（提案書の評価）	平成30年9月中旬～下旬予定
	(13) 一次審査結果送付	平成30年9月中旬～下旬予定
	(14) 二次審査（ヒアリングによる評価）	平成30年9月下旬～ 10月上旬予定
	(15) 二次審査結果送付	平成30年9月下旬～ 10月上旬予定
契約	(16) 特定・非特定の通知	平成30年10月上旬予定
	(17) 契約締結・公表	平成30年10月上旬～中 旬予定
工期	(18) 委託契約工期	契約日から 平成32年2月28日まで

7. 書類配布

(1) 資格審査

① プロポーザル参加表明書及び資格審査様式等の配布

配布期間：平成30年7月17日（火）～平成30年7月24日（火）

配布方法：荒尾市民病院ホームページからダウンロードすること。

※ 荒尾市民病院病院建設室での窓口配布を希望する場合は、事前に連絡すること。

資格審査配布書類	
1	荒尾市民病院建設整備基本・実施・造成設計業務委託プロポーザル実施要領（PDF）
2	プロポーザル参加表明書・資格審査提出様式等作成要領（PDF）
3	荒尾市民病院建設整備基本・実施・造成設計業務委託要求水準書（PDF）
4	参加資格確認申請書（様式第1号）、質問書（様式第9号）（Word）
5	資格審査提出様式 参加表明書添付様式【様式1、様式2、様式3A、様式3B、様式4、様式5A、様式5B、様式6A、様式6B、様式7A、様式7B、様式8A、様式8B、様式9A、様式9B、様式10A、様式10B、様式11A、様式11B】（Excel）

(2) 一次審査及び二次審査

① 一次審査及び二次審査提出様式等の配布（資格審査時よりダウンロード可）

配布予定日：平成30年7月17日（火）～平成30年8月14日（火）

配布方法：1～5については荒尾市民病院ホームページからダウンロードすること。6については、荒尾市民病院病院建設室より電子メール及び窓口での配布とする。

※ 荒尾市民病院病院建設室での窓口配布を希望する場合は事前に連絡すること。

一次審査・二次審査配布書類	
1	荒尾市民病院新病院建設基本構想（PDF）
2	荒尾市民病院新病院建設基本計画（PDF）
3	提案書（様式第4号）、提出意思確認書（様式第8号）、質問書（様式第9号）、提案書公表同意書（様式第10号）（Word）
4	技術提案書提出書【様式12】、【様式13】、【様式14】（Excel）
5	リニアック棟地質調査柱状図（参考資料）（PDF）
6	移転予定地の概況資料（敷地図等）（SFC CAD データ）

8. 書類提出

(1) 資格審査

①提出期限

平成30年8月2日（木）17時まで（必着）

②提出物及び部数

ア 提出物

- ・参加資格確認申請書
- ・資格審査提出様式【様式1、様式2、様式3A、様式3B、様式4、様式5A、様式5B、様式6A、様式6B、様式7A、様式7B、様式8A、様式8B、様式9A、様式9B、様式10A、様式10B、様式11A、様式11B】
（社印及び代表者印を押印のこと。）
- ・会社概要（パンフレット等） ・登記簿謄本 ・定款
- ・納税証明書（写し可。参加表明書提出の前3ヶ月以内に発行された証明書で、国税及び地方税の滞納がないことを示すものに限り。なお、市税・都道府県税については、当該業務を主に担当する事務所が属する自治体のものを提出する。）
- ・資格者証の写し（チームのメンバー）

イ 提出部数

- ・各10部 ※パンフレットについても10部

③提出方法

郵送又は持参（荒尾市民病院 病院建設室 宛）

(2) 一次審査及び二次審査

①提出期限

平成30年8月22日（水）17時まで（必着）（提出意思確認書のみ）

平成30年9月14日（金）17時まで（必着）（提案書様式一式・見積書・提案書公表同意書）

②提出物及び部数

ア 提出物

- 提出意思確認書
- 一次審査及び二次審査提出様式【様式12、様式13、様式14】
- 見積書（様式自由）

イ 提出部数

- 各10部（※ 提出意思確認書・見積書は1部）

③提出方法

郵送又は持参（荒尾市民病院 病院建設室 宛）

④提案書の書式等

10 評価(2)評価項目2業務実施能力及び3各課題に対する提案の(1)から(4)までの課題に対する考え方並びに具体的な提案を分かりやすくまとめ示すこと。なお、各課題は項目分けし、イラスト、イメージ図並びに文章表現を含めて自由とする。また、参加者を特定できる内容の記述（社名やマーク）を記載しないこと。

(3) 参加を辞退する場合

提案書提出要請通知書を交付された者が以降の参加を辞退する場合は、速やかに「辞退届（様式第2号）」を1部持参又は郵送にて提出すること。

9. 質問

(1) 資格審査に関する質問

資格審査についての質問は【様式第9号】を用いて、電子メールからのみ受け付ける。

なお、質問を送信する際の電子メールの件名は「資格審査質問書」とする。また、回答はホームページに掲載する。ただし、回答に対する再質問は認めないものとする。

(2) 一次審査・二次審査に関する質問

一次審査についての質問は【様式第9号】を用いて、電子メールからのみ受け付ける。なお、質問を送信する際の電子メールの件名は「一次審査及び二次審査質問書」とする。また、回答はホームページに掲載する。ただし、回答に対する再質問は認めないものとする。

10. 評価

(1) 資格審査の評価項目は、4. 参加資格要件等(9)の記載のとおりとする。

(2) 一次審査及び二次審査の評価項目及び評価事項は、下表のとおりとする。

評価項目	評価事項
1 実施体制 (※資料は資格審査時に提出)	(1) 事務所及び担当チームの能力（様式1～様式11B） 事務所の実力（業務経歴等）では、①事務所の実績②技術者数③有資格者数により、事故等によって起こる遅延等への対応として事務所のバックアップ体制が保証できる人員が在籍しているか確認を行い評価する。担当チームの能力では、①統括責任者及び主任技術者の資格・経験②統括責任者及び主任技術者の業務実績③協力事務所の使用の妥当性④協力事務所の能力・資格・経験について経験値による能力を確認し評価する。
2 業務実施能力 (基本構想・基本計画の具現化)	(1) 本業務の進め方・スキーム（様式12、様式13） どのような進め方で基本構想・基本計画の内容を設計に反映させるのか。また、どのような手法で院内の意見調整や許認可庁との協議をすすめるのか総合的に判断する。
3 各課題に対する提案	(1) 土地利用計画（様式14） 丘陵地・隣接住宅等がある中での建設における工夫や、建設中及び開院後の解体・駐車場整備期間までの事業完了までの施工計画等の提案

	<p>(2) 将来の医療需要の変化への対応 (様式14) 将来の医療需要(施設設置基準)への変化に対応した工夫や、増設等による拡張可能性の提案</p>
	<p>(3) 患者・医療スタッフの利便性・快適性 (様式14) 患者・医療スタッフ双方の利用しやすく快適な空間の提案(全室個室化・UDの視点等)</p>
	<p>(4) 設計者として特に提案したい事項 (様式14) 基本構想・基本計画・各課題による提案事項の他で、特に設計者として提案したい事項(※ 目標事業費を超える提案は不可とする。)</p>

11. プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングの日時、場所、留意事項は、二次審査の対象者に別途通知する。

12. 選定結果の公表

資格審査、一次審査及び二次審査の結果について、参加者に速やかに通知する(資格審査については平成30年8月3日(金)、一次審査及び二次審査については10月中旬までを予定。)

(1) 最優秀提案事業者及び次点者の公表

最優秀提案事業者及び次点者を決定した時点で、業務等の概要、最優秀提案事業者及び次点者の所在地並びに商号又は名称及び代表者氏名を荒尾市民病院のホームページで公表する。

(2) 選定結果の公表

荒尾市民病院のホームページで公表する。契約締結後、上記12.(1)に掲げる事項に加え、契約金額及び消費税、評価委員会における審査の概要並びに二次審査対象者の提案書(様式12、様式13及び様式14)を公表可能な範囲で掲載する。

また、選定結果については、最優秀提案事業者及び次点者以外は、当該参加者が特定できないよう配慮する。なお、電話による問い合わせには一切応じない。

13. 契約

決定された最優秀提案事業者と業務委託の内容及び契約条件の詳細に関する協議を行い、業務委託のスケジュールを示した工程表及び業務内容ごとの経費区分内訳を示した見積書が提出された後に、契約を締結する。ただし、最優秀提案事業者に事故等があり、契約が不能となった場合には、次点者を契約交渉相手方とする。

14. 提案書の取り扱い

- (1) 提出期限以降の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (2) 著作権は原則としてそれぞれのプロポーザル参加者に帰属する。ただし、荒尾市民病院は提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (3) 提出された申請書等及び提案書は返却しない。
- (4) 提出書類は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- (5) 提出された申請書等及び提案書等は、プロポーザル参加資格の確認及び提案内容の評価以外提案者に無断で使用しない。

15. その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) プロポーザル参加表明書、資格審査提出様式及び一次及び二次審査提出様式の作成に係る費用の一切は、参加者の負担とし、報酬（報償費）等の支払いはない。
- (3) 契約の保証については、荒尾市公共建築設計業務委託契約約款第4条の規定によるものとする。
- (4) 参加表明書等及び提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名除外措置を行うことがある。
- (5) 参加資格の確認を行った日の翌日から最優秀提案事業者の決定までの期間に、プロポーザル参加者が、参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を、理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、管理者に対して参加資格がないと認められた理由について、書面により説明を求められることが出来る。
- (6) 最優秀提案事業者の決定後契約締結までの間に、最優秀提案事業者が4に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (7) 配置予定技術者の確認等
 - ア 記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない者とする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、管理者の承認を得るためには診断書その他管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。また、他の業務を受注したことを理由として配置予定の技術者を変更することは認めないものとする。
 - イ アに違反した場合は、最優秀提案事業者の決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、荒尾市工事等請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止その他の措置を行うものとする。
- (8) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより生ずる責任は、原則としてプロポーザル参加者が負う。
- (9) 資料の取扱い

提案書の作成等にあたって荒尾市民病院から受領した資料は、荒尾市民病院の了解なく公表及び使用してはならない。
- (10) 提案書の履行

本業務の契約を締結した者（以下「契約締結者」という。）は、提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本業務に不利益となる提案書の提案事項を認める場合は除く。）。また、契約締結者の責により提案書の提案事項が達成できない場合は、荒尾市民病院と協議の上、同等と認められる方法等で本業務を履行するものとする。

16. 事務局

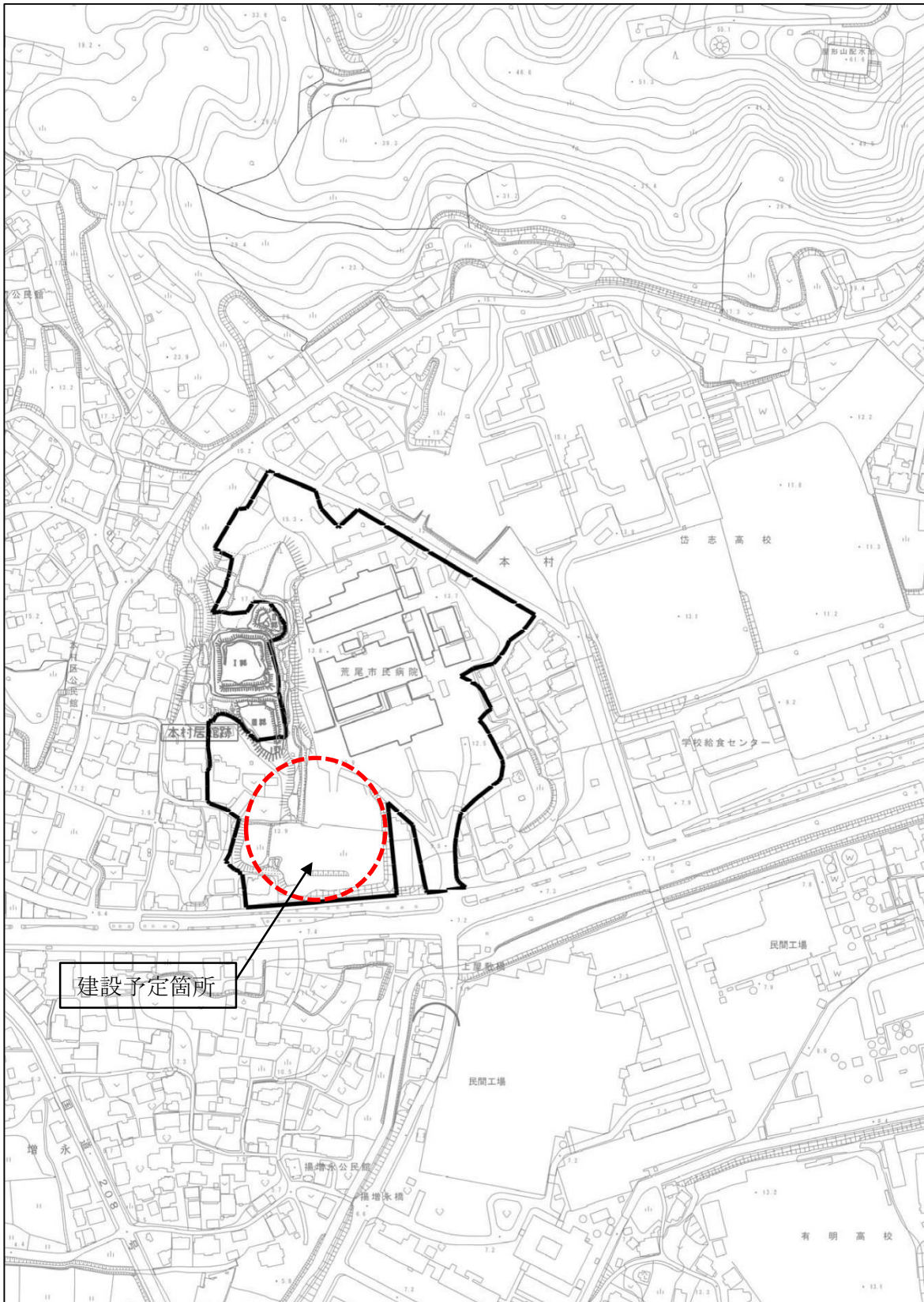
荒尾市民病院 病院建設室

〒864-0041 荒尾市荒尾 2600 番地

電話 0968-63-1115（代表） FAX 0968-63-1189

E-mail byouken@city.arao.lg.jp

敷地図 参考図



※ 7. 配布資料（2）一次審査・二次審査に記載のとおり、「移転予定地の概況資料（敷地図等）（SFC CAD データ）」は、荒尾市民病院 病院建設室より電子メール及び窓口での配布とする。